

民間建築物へのアスベスト調査・除去工事の 補助制度をスタート 埼玉県



建築物の中には、除去工事等のコストの問題などから、吹付けアスベスト等の除去等を行っていない施設が残っています。

そこで、埼玉県では、民間建築物の吹付けアスベストの調査・除去等の工事に対する補助制度を7月1日から開始しました。これにより、アスベストの除去等を推進しています。

概要は以下の通りです。

1. 補助対象区域：建築基準法に基づくすべての建築物の建築確認を行う特定行政庁（さいたま市、川口市、川越市、所沢市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、狭山市、新座市の10市）の区域を除く全区域
2. 対象建築物：すべての民間建築物（用途や構造を問わない）
3. アスベストの分析調査：
 - (1) 対象吹付け材：①吹付けアスベスト、②吹付けロックウール、③吹付けパーライト
④吹付けバーミキュライト
 - (2) 対象分析調査：作業環境測定法第33条に規定する作業機関（JIS A 1481の仕様に適合する機器を備える機関）が行うJIS A 1481に規定する調査方法等で調査する分析調査
 - (3) 補助額：1棟の建築物に対し、分析調査費の全額（限度額：25万円）
4. アスベストの除去等の工事：
 - (1) 対象吹付け材：アスベスト含有（重量比0.1%超）が分析調査で確認された①吹付けアスベスト、②吹付けロックウール
 - (2) 対象除去等の工事：（財）日本建築センターが審査証明した技術を有する者又は一定条件の工事实績を有する者が（財）日本建築センターが審査証明した工法で施工する除去、封じ込め、囲い込み及び建築物の除去の工事
 - (3) 補助額：1棟の建築物に対し、工事費の2/3の額（限度額：600万円）

当社では、JIS A 1481に規定する調査方法で分析を行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2009年6月30日付 埼玉県ホームページ

品質検査箇所 北澤薫